

私は、政清会を代表いたしまして、発議第 13 号健康保険証を廃止し、マイナンバーカードへ一本化する方針を撤回するよう求める意見書について、反対の立場で討論します。

確かに 2024 年の紙の保険証の廃止は早急過ぎるように思いますので、医療機関等での対応状況を見て廃止時期を検討すべきだろうとは思いますが、しかしながら、健康保険証として使えるマイナンバーカードは、転職・結婚・引っ越しをしても、健康保険証の発行を待たずに、保険者での手続きが完了次第、マイナンバーカードで医療機関・薬局を利用できます。

そして、カードリーダーが設置された医療機関では、オンラインによる医療保険資格の確認により、限度額適用認定証などの書類の持参が不要になります。さらに、健康管理や医療の質の向上が期待でき、具体的には、医師、歯科医師、薬剤師等が、患者の同意により、他院のレセプト由来の薬剤情報や特定健診等のデータを閲覧できます。

また、現保険者（野田市）が、旧保険者（野田市国保の前に加入していた保険者）において実施された特定健診等のデータを取得することにより、加入する保険者が変わっても適切に保険事業を実施できるようになります。

発議提出者は、個人情報の流出を懸念されているようですが、マイナンバーカードの IC チップには、そもそも、税や年金、医療などに関する情報は記録されていません。

マイナンバーカードの IC チップに記録されているのは、券面に記載されている氏名・住所・生年月日・性別の 4 情報と顔写真、マイナンバー、それに、電子証明書と住民票コードです。

落としたマイナンバーカードを取得した人がいても、御本人以外は、税や年金、医療などの個人情報を引き出すことはできませんし、IC チップから不正に情報を読み出そうとすると、IC チップが壊れて、読み出せなくなる仕組みとなっています。

これらのことから、発議第 13 号 健康保険証を廃止し、マイナンバーカードへ一本化する方針を撤回するよう求める意見書について、反対いたします。